

平成 27 年 6 月

各団体ご担当者 様

厚生労働省労働基準局労働条件政策課

夏季における年次有給休暇の取得促進に係る
ポスター及びリーフレットの送付について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

労働基準行政の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 19 年 12 月に「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され（平成 22 年 6 月改定）、この行動指針においては、2020 年までの目標値として、年次有給休暇の取得率 70%、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合（10.0%）の半減が掲げられており、これらの目標の達成に向けては、国民運動を通じた社会的機運の醸成に積極的に取り組むことが重要であると考えています。

また、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）の下でとりまとめられた「休み方改革ワーキンググループ報告書」（平成 26 年 11 月 18 日）において、ライフスタイル・ワークスタイル変革のための第一歩として、「プラスワン休暇キャンペーン」の実施について提言がなされたところです。

このため、厚生労働省では、年次有給休暇を取得しやすい夏季における連続休暇の取得に向けての社会的機運の醸成を図るため、周知・広報活動を実施しているところです。

今般、同封のポスター及びリーフレットを作成しましたので、会員企業への周知、広報誌への掲載等にご活用いただきたくお願い申し上げます。

ポスター及びリーフレットの追加配布を希望される場合は、下記担当あてにご一報くださいますようお願い申し上げます。

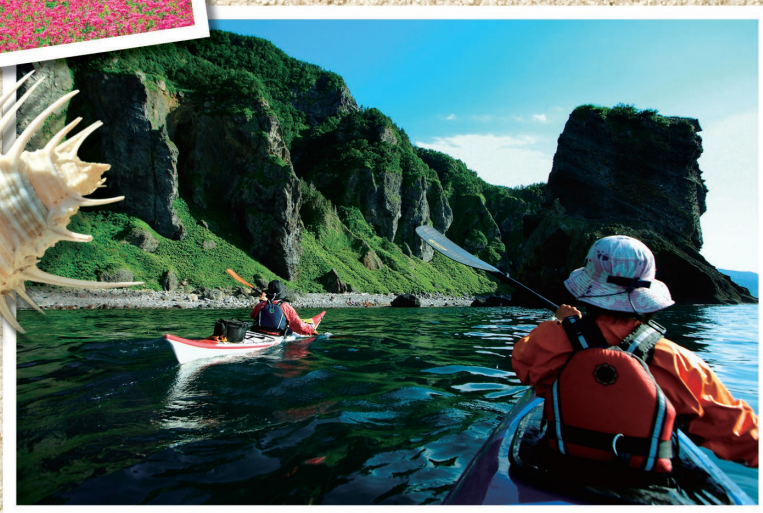
(担当)

厚生労働省労働基準局労働条件政策課

働き方・休み方改善係 大川

電話：03-5253-1111（内線 5391）

働き方を変えよう。
休み方を変えよう。
人生を輝かせよう。



+1

夏季休暇も、土日も。
「プラスワン休暇」で
連続休暇に。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のために、
年次有給休暇を計画的に活用しよう。

 厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> 働き方・休み方改善ポータルサイト <http://work-holiday.mhlw.go.jp>

労使一体となって、 計画的に年次有給休暇を取得しましょう。

働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか？



土日、祝日に年次有給休暇を
組み合わせて、連休を実現する
「プラスワン休暇」。

労使協調のもと、年次有給休暇を
組み合わせて、3日(2日)+1日以上の
休暇を実施しましょう。

2015年7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	海の日 20	プラスワン休暇 21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しませんか？

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が8.1ポイント高くなっています(平成25年)*。この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。*就労条件総合調査

1. 導入のメリット

事業主

労務管理がしやすく計画的な
業務運営ができます。

従業員

ためらいを感じずに、
年次有給休暇を取得できます。

2. 導入例

例えば、2015年の
夏季休暇に導入すると？

年次有給休暇を土日、夏季休暇と
組み合わせて、連続休暇に。

計画的付与の年次有給休暇などと土日、夏季休暇を組み合わせて
連続休暇にすることができます。また、○点線囲みのような日に年次
有給休暇をさらに組み合わせることで、大型連休にすることも可能です。

2015年8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	年休 10	年休 11	年休 12	13	夏季休暇 14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24/31	25	26	27	28	29

3. 日数

付与日数から5日を除いた残りの
日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

4. 活用方法

企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	従業員個人ごとに付与	従業員の個人的な記念日(例:誕生日や結婚記念日)を優先的に充てるなどとして活用